

一般社団法人奈良県吹奏楽連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人奈良県吹奏楽連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県大和郡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、奈良県において吹奏楽の普及発展に関する事業を行うとともに、一般社団法人全日本吹奏楽連盟に加盟し、もって広く県民文化の向上と青少年の健全な育成、生涯学習としての文化芸術活動の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 演奏会系イベント、コンテスト系イベントの開催
- (2) 演奏技術、指導法に関する講習会、研究会等の開催
- (3) 指導者の育成
- (4) 演奏活動の指導及び指導補助
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第3章 会員及び社員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 奈良県内にある次の学校及び団体に所属する代表者のうち、第7条及び第8条第1項に定める手続を行った者
 - 一 小学校及び小学生向け吹奏楽団体
 - 二 中学校及び中学生向け吹奏楽団体
 - 三 高等学校及び高校生向け吹奏楽団体
 - 四 大学及び大学生向け吹奏楽団体
 - 五 アマチュアの吹奏楽団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する意思がある者のうち、第7条に定

- める手続を行った者
- (3) 名誉会員 この法人の功労者で、理事会の推薦に基づき社員総会で承認された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規定（以下「入会及び退会規定」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

- 2 正会員が会費規程に基づく会費等を支払わない期間が3年を超える場合は、理事会の決議により、当該正会員を賛助会員とすることができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 全ての会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 賛助会員が、前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、法人法上の社員の地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその

他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 定款の変更

(3) 各事業年度の決算の承認

(4) 入会の基準並びに会費等の金額に関する定め

(5) 正会員の除名

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡

(8) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、理事に対して招集の請求があったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられない場合

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、社員総会の目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に対して通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、開催日の2週間前までに通知を発しなければ

ならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が出席できないときは、当該社員総会において正会員の中から議長を選出する。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面による議決権の行使等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は法人法所定の電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第5章 役員

(種類及び員数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって各々選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事について、理事のいずれか1名及びその配偶者又は三親等内の親族そ

の他法令で定める特別の関係がある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第42条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第32条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(設置)

第33条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事で組織する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の開催日時及び場所並びに社員総会の目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）の整備

(6) 第32条の責任の免除

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第27条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の開催日時、場所、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

6 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 財産及び会計

(財産の種類)

第43条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第44条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第45条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第49条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第51条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第54条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務局には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、正会員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(1) 定款

(2) 事業報告

(3) 事業報告の附属明細書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(7) 監査報告

(8) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項のほか事務局には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。

(1) 議決権の代理行使に係る代理権を証明する書類、議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使に係る記録 正会員

(2) 社員総会議事録又は社員総会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録正会員及び債権者

(3) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録裁判所の許可を得た正会員及び債権者

(4) 会計帳簿 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員

第11章 その他

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(法令の準拠)

第58条 この定款に定めのない事項はすべて法人法その他の法令に従う。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

福島 秀行
安田 宗義

2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 福島 秀行

設立時理事 安田 宗義

設立時理事 大西 潤之

設立時代表理事 福島 秀行

設立時監事 川北 秀樹

3 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和7年2月末日までとする。

以上、一般社団法人奈良県吹奏楽連盟を設立するため、設立時社員 福島 秀行及び設立時社員 安田 宗義の定款作成代理人である司法書士 原田 敏徳は、電磁的記録であるこの定款を作成し、電子署名をする。

令和5年12月22日

設立時社員 福島 秀行

設立時社員 安田 宗義

上記設立時社員の定款作成代理人
司法書士 原田 敏徳



理事の住所は個人情報保護の観点からWeb上で公開する定款には掲載を行っておりません。